

【令和4年度の旅券・領事手数料について】

令和4年3月25日(総22第33号)
在デンパサール日本国総領事館

例年4月1日付で旅券・領事手数料の改定を行っており、この度令和4年度分の手数料額が決定いたしましたので、主なものについて以下のとおりお知らせします。

なお、新手数料は4月1日以降に申請を受理したものから適用されます。

(例:3月30日申請受付、4月1日交付の場合→令和3年度手数料)

(単位はルピア)	
申請区分	令和4年度 (令和3年度)
1. IC旅券	
(1)10年旅券(18歳以上)	2,130,000(2,160,000)
(2-a)5年旅券(12歳以上)	1,470,000(1,490,000)
(2-b)申請時12歳未満	800,000(810,000)
(3)査証欄増補	330,000(340,000)
2. 証明	
(1)在留証明	160,000(160,000)
(2)出生・婚姻等の証明	160,000(160,000)
(3)署名証明	230,000(230,000)
3. 査証(ビザ)	
(1)一般入国査証	400,000(410,000)
(2)数次入国査証	800,000(810,000)
(3)通過査証	90,000(90,000)

※旅券・領事手数料の基準邦貨額に変更はなく、財務省が毎年行う邦貨とインドネシア通貨との換算レートの見直しに伴う改定です。

以上

当館ホームページ領事手数料一覧

https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/itpr_ja/02_09fee.html#id1